

自民党都連の国家予算・税制改正等要望聴取会に参加！

(平成 26 年度 国の予算・制度等に関する要望書提出)

東京ビル政連では、10月2日（水）、自由民主党東京都支部連合会の平成26年度 国家予算・税制改正等要望聴取会に参加し、国の予算・制度等に関する要望活動を行いました。

自民党東京都連からは、政調会長代理の中川雅治参議院議員はじめ、辻清人、大西英男、石原宏高、田畑毅衆議院議員、武見敬三、片山さつき参議院議員、たかすぎ健一、栗山よしゆき、和泉武彦都議会議員が、政連からは佐々木理事長ほか、6名の理事、事務局長が出席しました。

要望事項は、前年に引き続きの事項のほか、国土交通省が作成している「建築保全業務共通仕様書」や「建築保全業務積算基準」に基づいた予定価格の設定を行うよう各省庁に指導いただきたいことや、内閣府が実施している市場化テストについて、実際には価格競争となっていることから、技術力等を重視した総合評価方式の入札を徹底していただきたい旨を新たに項目に加えました。（別紙要望書参照）

そのほか当政連からは、次のような要望を行いました。

「競り下げ方式」入札の導入では、施設管理費の約8割が人件費といわれる業界で、本格的に競り下げ入札が導入されれば、ダンピング受注の横行、従事者の労働条件の悪化など、ビルメンテナンス業への打撃が大きくなることから、これ以上の導入はやめていただきたい。

「最低賃金の引き上げへの対応」では、年度途中の改定は、年度当初の契約金額には反映されず、経営を圧迫することとなります。この点に関し昨年度、中央最低賃金審議会の答申に「発注時の特段の配慮」を要請する文章が入りましたので、その配慮を具体化する制度を検討いただきたい。

「障がい者雇用への支援策」では、雇用率が2.0%に引き上げられ、対象企業

の規模も徐々に引き下げられることとなることから、引き続き中小企業等を支援する対策をお願いしたい。

また、「プール監視業務の警備業法上の取扱い」については、昨年から東京ビルメンテナンス協会として、警視庁と教育の在り方などについて意見交換会を行うとともに、都内各自治体に対し、来年度以降十分な予算措置をお願いした経緯もあり、昨年より落ち着いてきていますが、自治体側の理解が十分に進んでおらず、一部でプール開設のできないトラブルも生じていることから、各自治体に必要な予算措置を執るよう周知徹底を図っていただきたい。

自民党からは、政権交代後、市場化テストや競り下げ方式の入札などは見直しの意見が多く出ている。また、適正な価格での予算確保の方向に向かっているが、出先機関等現場では、まだまだ浸透はしていないのが現状であることから努力していきたい。

また、出席議員からビルメンテナンスの総合評価方式での入札の場合、どこでビル管理に関する技術の違いを見極めるのか、最低基準価格制度についてどう考えているのかなどの質問があいつぎました。

最後に政連から、建設工事の場合と違い、役務の提供に関する入札参加の際に、従事者の社会保険加入状況を示す書類提出の義務付けがないことから、適正に加入させている業者とそうでない業者では、2・3割の入札金額の差が出てきて、公正な競争とならない。社会保険加入状況を示す書類の提出を義務付けるよう関係各省庁に要請していただきたいと要望し、聴取会は終了しました。

東京ビル政連ではこの後も、一つでも要望の実現に近づけるよう、要望活動を続けて参ります。

平成 25 年 10 月 2 日

東京ビルメンテナンス政治連盟

平成25年10月2日
東京ビルメンテナンス政治連盟

平成26年度 国の予算・制度等に関する要望

1 国の施設管理予算及び入札等に関する要望事項

(1) 施設管理予算の確保と適正な予定価格の設定について

公共調達におけるコスト削減の要求により、公共建築物の施設管理予算が年々切り詰められる一方で、行き過ぎた低価格競争が横行し、公共調達の品質面に支障をもたらしております。こうした低価格落札による品質低下は、公共建築物の劣化を速めるとともに、受注企業を疲弊させ、社会基盤整備のための技術力の維持が困難な状況を引き起こすこととなりますので、各省庁は、品質確保に十分な施設管理予算の確保に努めていただきたい。

また、国土交通省は、各省庁が国土交通省官庁営繕部策定の「建築保全業務共通仕様書」、「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務積算要領」に基づいた予定価格の設定を行うよう指導していただきたい。

(2) 市場化テスト（官民または民間競争入札）について

公共サービスの改革に関する法律が施行され6年が経過し、平成26年度には新たに7省庁159施設、8独立行政法人20施設が市場化テストの対象となりますが、いくつかの問題点が表面化しています。

まず、内閣府官民競争入札等監理委員会に建築保全管理業務の仕様等の実務的知識を有する委員がいないため、その審議・決定が業務実態を反映したものとなっております。審議の過程で、業界の意見を聴取する場を設けていただきたい。

また、国土交通省の出先施設の一部において、市場化テストと言いつつ、第一次書類選考で書類が整っている業者を対象に価格のみの一般競争入札を実施しているが、市場化テストは、技術力等を重視した総合評価方式の入札を基本に進めていただきたい。

(3) 施設管理業務への「競り下げ方式」入札の導入について

公共サービス改革基本方針に基づく、国の行政機関等による「競り下げ方式」入札について内閣府は、民主党政権下での試行の検証結果を踏まえ今後の政府としての対応方針を決めるとしてありますが、人件費が約8割を占める施設管理業務に「競り下げ方式」入札が本格導入された場合には、ダンピング受注が横行し、従事者の労働条件の劣悪化、公共調達の品質面の劣化を招くとともに、受注企業を疲弊させることは明らかです。また、こうした動きが全国の自治体に波及し、既に導入されている民間での実施を更に拡大することは必至であります。

以上から、「競り下げ方式」入札の施設管理業務へのこれ以上の適用拡大を行わないようお願いいたします。

2 制度改正

(1) 短時間労働者の社会保険適用の拡大について

短時間労働者に対する社会保険の適用については、来年10月から、501人以上の企業、勤務時間週20時間以上、月収8.8万円以上、雇用期間1年以上を対象に拡大（新たな対象者25万人）されることとなりました。

当初の対象拡大方針に比べれば対象者の範囲は縮小されましたが、こうした負担増加は中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、企業業績の下振れ要因となるとともに、週20時間以下勤務の短時間労働者の多くが望んでいないものでもあります。

適用範囲を拡大するか否かについて、施行後3年以内に検討することとなっておりますが、これ以上の社会保険適用拡大に反対いたします。

(2) 最低賃金の引き上げへの対応について

東京地方最低賃金審議会は、今年度の東京都最低賃金を19円引き上げ、869円にする答申を行いました。最低賃金の発効時期は、毎年10月から11月であるため、引き上げ前の金額で人件費を積算した上で落札していた場合には、年度途中の改定により著しく経営を圧迫することとなります。この点に関し、中央最低賃金審議会答申は「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、発注時における特段の配慮を要望する。」と述べております。

今後の解決方法として、各行政機関において、年度途中の引上げに伴って契約金額の見直しを遡って実施する仕組みづくり、あるいは年度当初に最低賃金引き上げを見越した予定価格の設定等について検討いただきたい。

(3) 障がい者雇用への支援策について

平成25年4月から障害者雇用率が2.0に引き上げられ、対象企業は従業員56人以上から50人以上に引き下げられました。業界として障害者雇用率確保のために努めるのは当然ですが、障害者の雇用環境整備に対する支援策を一層拡充していただきたい。

また、平成27年4月からの納付金制度の適用拡大について、一定の措置を執られているのは承知しておりますが、今後、十分な周知を図ると共に、対応の難しい企業に対する支援策の更なる改善をお願いします。

(4) プール監視業務の警備業法上の取扱いについて

昨年、警察庁は「プール監視業務は警備業法上の監視業務に当たる」との通知を発し、

プール監視業務は警備業の認定を受けた業者に限ること、プール監視員に対する警備員教育を徹底することなどを指示いたしました。

上記通知は、地方公共団体のプール関連施設の管理を受託している業者に大きな影響を及ぼしており、適当な業者が見つからないため学校プールの一般開放を断念した自治体も出ております。

こうした中、業界として、警視庁と協議しつつ、プール監視員に適合した警備員教育の実施に努めているところですが、自治体等の発注者側に警備員教育に要する経費についての理解が不足しているため、適正な事業実施が困難になっている状況もあります。

安全で安定したプール監視業務を行うため、警察庁及び関係省庁が、各自治体等の発注者側に、プール監視業務の位置づけや必要な予算確保について、周知徹底を図っていただきたい。

また、安全の確保及び業者間の公平な競争を確保するため、警察として、プール監視員の警備員教育の適正な実施の確認に努めていただきたい。